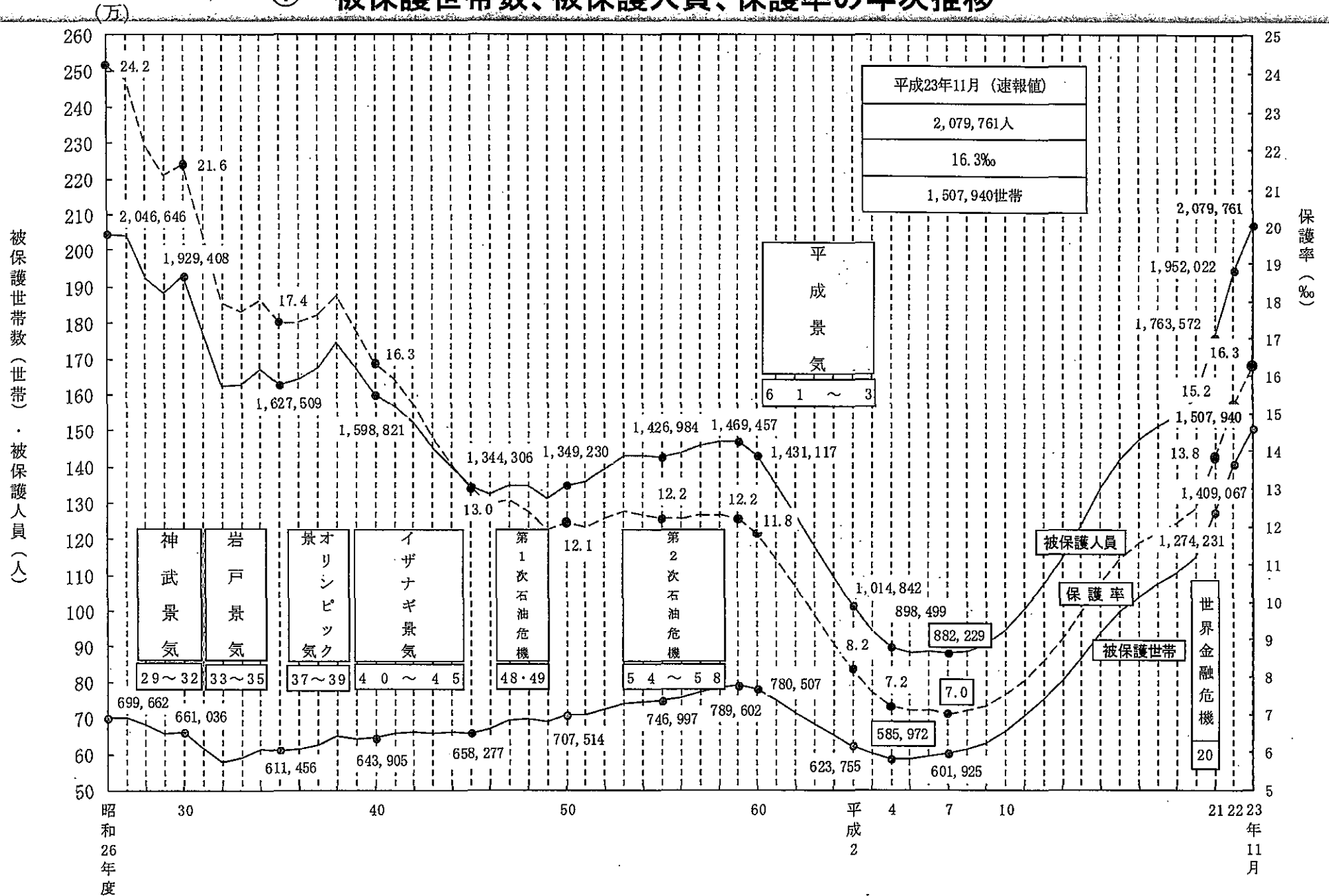


重點事項

1 生活保護制度を取り巻く現状について

① 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

② 世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前(平成12年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	750,181 (100)	341,196 (45.5)	63,126 (8.4)	290,620 (38.7)	55,240 (7.4)
世帯保護率(%)	16.5	43.9	106.1	9.3	

4倍強の
増加

◆現在(平成22年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	1,405,281 (100)	603,540 (42.9)	108,794 (7.7)	465,540 (33.1)	227,407 (16.2)
世帯保護率(%)	28.9	59.1	153.7	18.4	

世帯類型の定義

高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯: 上記以外の世帯

(参考)その他の世帯のうち
20～29歳が5.2%
50歳以上が54.9%
(平成21年)

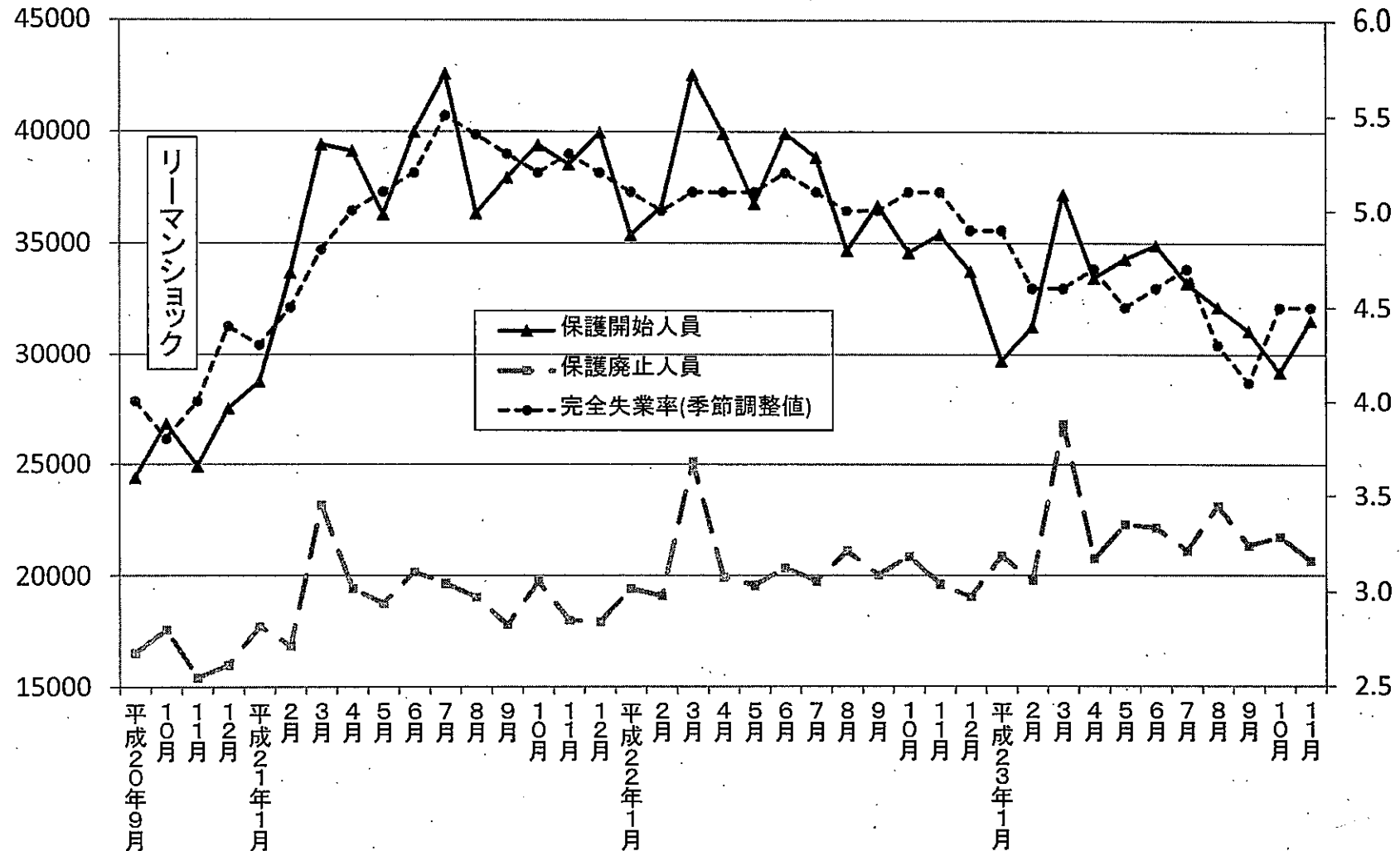
資料出所: 福祉行政報告例
国民生活基礎調査

③ 保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の増加とともに、保護開始人員数も増加している。

保護開始人員・保護廃止人員(人)

失業率(%)

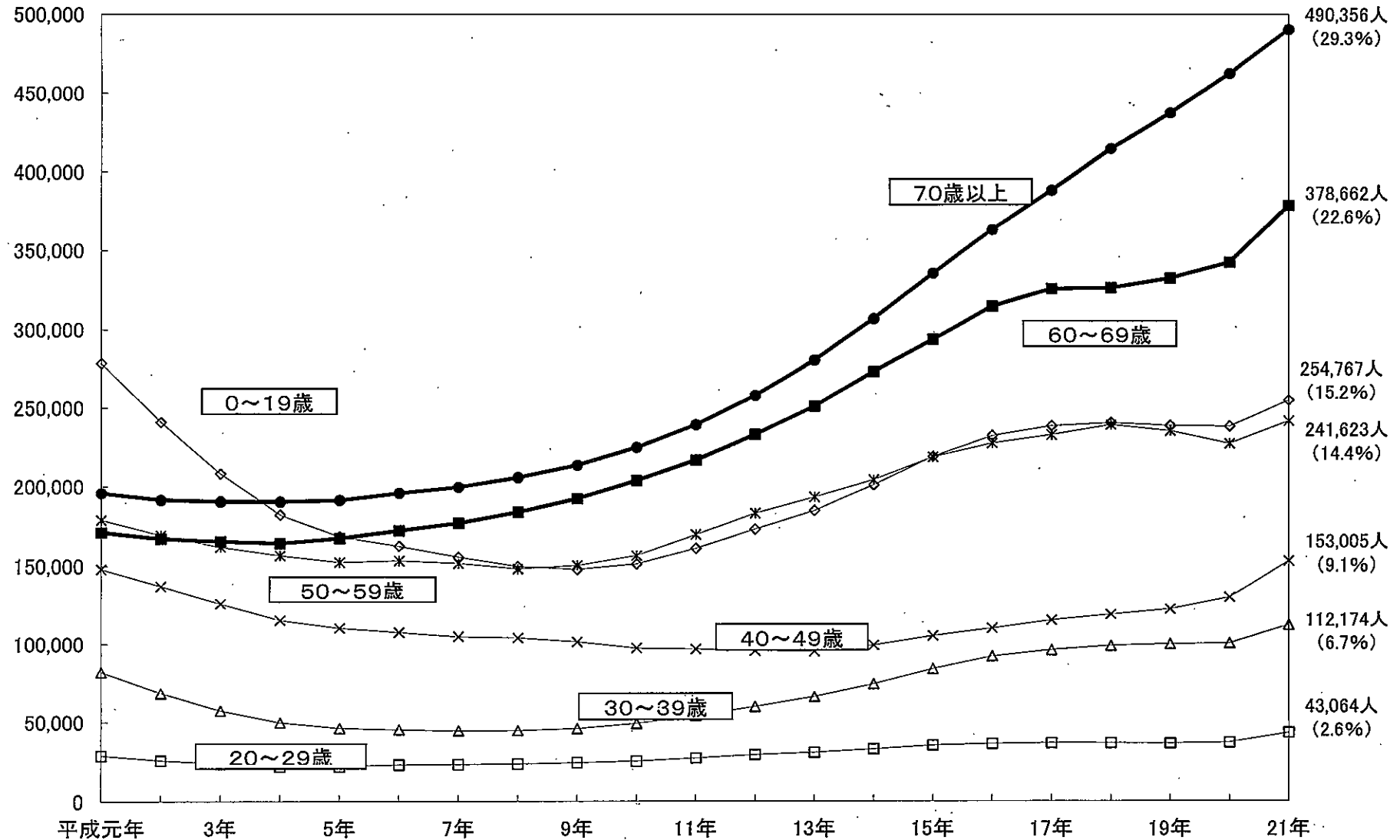


(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料)福祉行政報告例(平成23年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

④ 年齢階層別被保護人員の年次推移

年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)